

令和3年度 熊本市子ども会育成協議会書面総会・第2回理事会(報告)

日 時：令和3年6月6日(日) 10:00~12:00

場 所：市民会館シアーズホーム夢ホール 大会議室

本来は総会をこの日この会場で行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、総会を「書面総会」として開催することにしました。また、新たに会場が確保できず、大変広すぎますが第2回理事会をこの会場で行うことにしました。対象は20数名ですので、大会議室では3密は十分に避けられ、マスク、消毒その他の対策で感染リスクは減らせると判断して実施しました。実際の参加者は14名でした。なお、第1回理事会は書面理事会とし、表決書面を受け取っています。会員からは総会の表決書面を受取りあるいは委任を受けています。

会次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 本日の理事会概要説明
- 4 協議

会長あいさつ



受付 消毒器・体温計

- (1) 第1回理事会表決結果及び総会表決結果について
- (2) 今後の事業予定について

- ① 野外活動体験
- ② 子ども会大会

- (3) 個人情報取扱規則制定及びそれに伴う会則の一部改正について

- 5 市子協への加入状況説明
- 6 啓発状況について説明

- (1) 事務局から
- (2) 理事から

- 7 その他

- (1) 表彰関係(報告・説明)

- (2) 「子ども会の企画と運営」「続・子ども会の企画と運営」について講話



← 理事会の様子



【協議の結果】

表決書面及び本理事会での協議の結果、全ての事項が「**原案どおり可決**」されました。
なお、個別協議のことは下記のとおりです。

◎「野外活動体験」→「中止」

- ①現段階では新型コロナウイルスの感染リスクの見通しが立たないこと
- ②行事が宿泊を伴うこと
- ③若者の感染が拡大していること

等を総合的に判断して「中止」とすることにしました。楽しみにしておられた方々には大変申し訳ありませんが、ご了承頂きたいと思います。

◎「子ども会大会」→「場所未定」

現段階では実施の方向ですが、実施を予定している熊本市動植物園の予約がまだ出来ないため未定です。子ども会大会は大規模の事業ですので、動植物園の状況次第では、実施日等の変更も考えられます。早く新型コロナウイルス感染拡大が収束することを願っています。

◎個人情報取扱規則について

《 経 緯 》

個人情報保護法が2005年4月に施行されました。これまで5,000件以下の個人情報を取り扱う事業者は同法の対象外とされてきましたが、2017年5月の改正により全ての事業者に適用されることになりました。これにより、子ども会なども該当することになります。

すなわち、子ども会として活動する場合は、**個人情報保護法を遵守しながら、子ども会会員等の個人情報を取得、利用、管理する必要があります。**

折しも、令和3年(2021年)3月 熊本市教育長から各学校に「個人情報の適正な取扱いについて」という通知が出され、このことについては熊本市個人情報保護条例等に則り適正に対応する必要がありますが求められています。学校が児童の名簿等を第三者に提供する場合は「保護者の同意」を得て提供するように求められています。第三者の例として7つの事項が示されており、その「第7」がPTAに関することです。残念ながら、子ども会については例示されていませんでした。

ただ、【注意】として「その他、第三者へ個人情報の提供が見込まれる場合は、**各学校で必要に応じて項目を作り同意を得ておくこと。**」とあります。このことは、個人情報の提供が「絶対だめ」と言うことではなく、「同意」を得れば良いということですので、「第8」に子ども会に関する事項を追加してもらえれば学校から児童等の名簿の提供が受けやすくなると思います。

そこで、市子協も、今までの個人情報取扱規則等を廃止して今回新しく制定し、併せて会則の不備を改正することにしました。

市子協で新しく「個人情報取扱規則」を制定しましたので、今後、単位子ども会の制定を全面的に支援し、学校から個人情報(名簿等)を受けやすくする条件整備の為の取組を推進していきます。

《 今後の一連の流れ 》(予定)

①市子協が単位子ども会に上記の経緯等を説明→②各単位子ども会に個人情報取扱規則のサンプル(ひな形)を提示→各単位子ども会が「〇〇子ども会 個人情報取扱規則」を制定する。(会則がある場合は、規則を定め適正に運用する旨の条項を追加する)→市子協が教育委員会に単位子ども会の規則制定済み进行を説明し、教育委員会が学校に「個人情報を子ども会に提供するように通知」を出して貰うように教育委員会に働きかける→単位子ども会が学校に「規則」を遵守する旨伝え、個人情報(名簿等)の提供を求める→個人情報の提供を受け、子ども会の組織を作り、子ども会活動を行う。

これらのことについては今後、単位子ども会に別途事務局から提案します。HPにも目を通して下さい。